

栃木県 高齢者虐待対応マニュアル

MANUAL FOR ELDERLY ABUSE



2010

栃木県保健福祉部

はじめに

近年、高齢者虐待が社会問題としてクローズアップされる中で、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

県では、この法律の施行に併せて、同年3月に「高齢者がいつまでも笑顔で暮らせるように」をタイトルに掲げた「高齢者虐待防止マニュアル」を作成しました。

同法が施行されてから4年が経過しましたが、残念ながら高齢者虐待は後を絶ちません。また、虐待のケースは千差万別であり、その対応方法もそれぞれ異なることから、高齢者虐待事案に対応する関係者の中には、どのように解決していいのか悩みを抱えている方も少なくありません。

こうしたことから、関係機関に期待される役割、早期発見・通報のための窓口の整備など市町村等における体制整備・仕組みのあり方、虐待の発見方策から支援の実施までの具体的な対応方策、さらには、高齢者虐待の問題を解決する上で、被虐待者の保護と養護者の支援を一体的に考えなければならないことを踏まえ、養護者の介護負担を軽減するための方策や支援制度等を取りまとめ、新たに「高齢者虐待対応マニュアル」を作成することとしました。

本冊子が、高齢者虐待事案に対応する上で中心的な役割を担う市町村や地域包括支援センターの職員をはじめ、関係機関・団体、介護従事者、地域の方々が高齢者虐待防止の取組を推進する上での一助となれば幸いです。

結びに、本冊子の作成にあたり、貴重な御提言をいただきました栃木県認知症対策推進会議委員の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

平成22年3月
栃木県保健福祉部長 北澤 潤

＝ 目次 ＝

I 高齢者虐待とは

1	高齢者虐待の定義	1
2	本県における高齢者虐待の状況と傾向	3
3	高齢者虐待の発生要因	8

II 高齢者虐待対応の流れと関係機関の連携

1	高齢者虐待対応の基本的な流れ	9
2	関係機関に期待される役割	10
	(1) 県(高齢対策課)の役割	10
	(2) 市町村(高齢者福祉担当課等)の役割	10
	(3) 地域包括支援センターの役割	11
	(4) 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の役割	12
	(5) 市町村保健センターの役割	12
	(6) 介護支援専門員(ケアマネジャー)の役割	12
	(7) 介護保険サービス事業者の役割	12
	(8) その他の関係機関・関係者の役割	13
	(9) 市町村と地域包括支援センターの関係	15
3	市町村等における体制・仕組みの確立	16
	(1) 早期発見・通報のための窓口の整備	16
	(2) 緊急性の判断を行うための仕組みの確立	17
	(3) 「やむを得ない事由による措置」を活用するための仕組みの確立	17
	(4) 成年後見制度を活用するための仕組みの確立	18
4	高齢者虐待防止ネットワークの構築	18
	(1) 「早期発見・見守りネットワーク」	18
	(2) 「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」	19
	(3) 「関係専門機関介入支援ネットワーク」	19

III 具体的な対応策

1	虐待の発見方策	24
2	相談・通報受理	27
	(1) 相談・通報を受けた場合に確認すべき事項	27
	(2) 虐待受付票の整備	28

3	調査の実施	31
	(1)被虐待者の安否確認	31
	(2)調査時に収集すべき情報等	31
	(3)調査を実施するうえでの留意事項	31
	(4)訪問拒否をされた場合の対応方法	33
	(5)立入調査	36
4	ケース会議	39
	(1)会議の参加メンバー	39
	(2)会議の内容、手順	40
	(3)個人情報の保護	41
5	支援方針の検討及び支援の実施	41
6	老人福祉法に基づく措置の実施	43
	(1)養護老人ホームへの入所措置	43
	(2)やむを得ない事由による措置	44
	(3)「やむを得ない事由による措置」の手順	45
	(4)面会の制限	45
7	成年後見制度及び日常生活自立支援事業などの活用	46
	(1)成年後見制度とは	46
	(2)成年後見制度の活用	46
	(3)市町村長申立について	47
	(4)日常生活自立支援事業	48
	(5)高齢者を狙う悪質商法への対応	49
	(6)クーリング・オフ制度	50
8	支援の評価と支援方針の修正	51
9	再発・未然防止対策	52
	(1)フォローアップ・見守り	52
	(2)養護者への支援	52
	(3)養護者支援のためのショートステイの居室の確保	57
	(4)高齢者虐待防止に向けた普及啓発	57

IV 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1	養介護施設従事者等による虐待とは	62
2	養介護施設従事者等による虐待への対応	62
	(1)通報・届出	62
	(2)権限の行使	63
3	施設・事業所の取組	64

V 高齢者虐待対応Q & A

Q1	虐待かどうか判別しがたい場合の対応方法は？	66
Q2	養護者が金銭の問題で一切のサービスを拒否する場合の対応方法は？	66
Q3	家族が医療費の負担を嫌い、高齢者本人に必要な医療を受けさせない場合に、行政機関が職権で医療サービスを利用させる方法は？	66
Q4	高齢者（被虐待者）が虐待を認めない場合や支援を求めない場合の対応方法は？	67
Q5	やむを得ない事由による措置を行使すべき基準は？	67
Q6	やむを得ない事由による措置を実施した場合の費用負担は？	68
Q7	A市に居住しているが住民票はA市にない場合、A市はその者に対して、やむを得ない事由による措置を実施することができるか？	68
Q8	成年後見制度を活用する場面やその効果は？	69

VI 高齢者虐待対応事例

事例1	金銭的な虐待を受けていると疑われた事例	70
事例2	認知症の母親を受け止められず、身体的暴力に至った事例	71
事例3	介護負担が身体的虐待に繋がっていた事例	72
事例4	家族が支援を拒絶する独居高齢者の事例	73
事例5	虐待かどうか悩ましい事例	74
事例6	介護負担の軽減が解決のカギとなった事例	75
事例7	妻が費用を出さずに施設を退所となった事例	76
事例8	身重と介護疲れが重なって虐待に及んだ事例	77
事例9	酒を飲んで母親に暴力を振るう息子の事例	78
事例10	覚醒剤の後遺症で精神的に不安定になった息子による虐待の事例	79

VII 資料編

1	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	80
2	老人福祉法（抜粋）	87
3	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について（抜粋）	89
4	立入調査を行う際の身分証明書	92
5	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（抜粋）	93
6	引用・参考文献	97